

東御市食育推進計画 (第2次)

「とうみ食育の里」プラン

東 御 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	3
4	計画の推進、進捗管理・評価.....	3
第2章	東御市の食をめぐる現状と課題	
1	地域特性.....	4
2	食を取り巻く健康課題.....	6
3	子どもの食.....	12
第3章	計画の基本方針	
1	基本理念.....	15
2	基本目標.....	15
第4章	健全な食生活のための食育	
1	市民への食育の普及.....	17
2	ライフステージでみる食育.....	19
3	生活習慣病予防の食育.....	24
第5章	食に関連する環境の整備	
1	地産地消の推進.....	26
2	食文化の伝承.....	27
3	農業体験の推進.....	28
4	食の安全、環境への配慮.....	29
第6章	計画の推進体制	
1	計画の推進体制.....	31
2	市民及び関係者の役割.....	33
< 資 料 >		
1	東御市食育推進市民会議委員名簿.....	37
2	東御市食育推進市民会議設置要綱.....	38
3	東御市食育推進計画（第2次）策定経過.....	39

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

東御市は、平成18年に健康づくり計画「健康とうみ21」¹を策定し、計画的な健康施策に取り組んできました。平成19年には「健康づくり宣言」(P3参照)を公表し、自らの健康は自らつくることを基本に、市民が連携する健康長寿のまちを目指しています。

また、健康づくりを「食」の面から支える食育推進計画「とうみ食育の里プラン」を平成21年に策定し、平成21年度から25年度まで計画に基づき様々な食育事業を展開してきました。その結果、保育園・小中学校においても計画的な食育を推進し、給食における県産農産物利用率の増加など、食育の理解と周知が進んできました。

しかし、平成20年度から始まった内臓脂肪の蓄積等に着眼した生活習慣病に関する健康診査(以下「特定健診」という)²の結果、当市ではメタボリックシンドローム³や高血糖⁴などの生活習慣病⁵が県内他市より多い状況であることが分かってきました。

本計画は第1次計画の基本理念を引き継ぎ、現時点における食育の課題を分析し、その改善を図るため、市民・事業者・行政等が役割分担のもと、互いに連携して食育に関する施策に取り組むための計画です。

2 計画の位置付け

「とうみ食育の里プラン」第2次計画の位置づけは、東御市の食育に関する施策を重点的に集約し総合的かつ計画的な推進を図るための指針であり、食育基本法第18条に規定する市町村食育推進計画です。

この計画は、「第2次東御市総合計画」をはじめ、東御市の健康づくりに関する計画「健康とうみ21」との整合を図り、国の「第2次食育推進基本計画」及び「長野県食育推進計画(第2次)」と連携しつつ推進していくものとします。

¹ **健康とうみ21**・・・平成18年に市民の健康増進を目的とし策定された東御市健康づくり計画

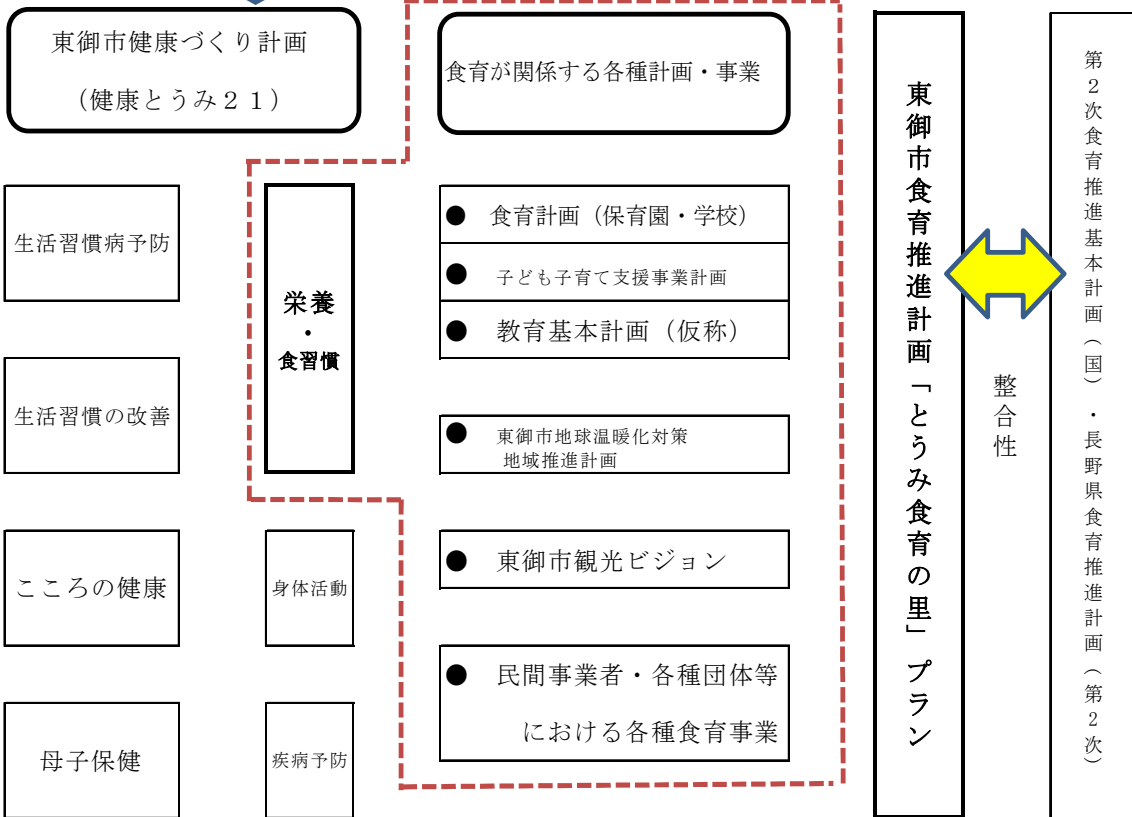
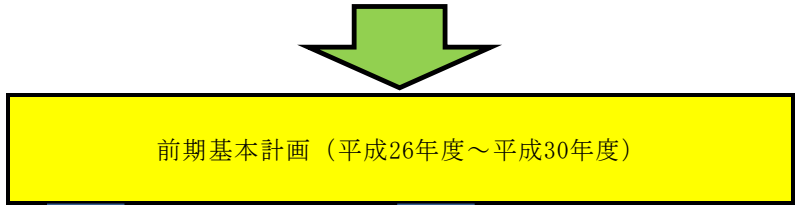
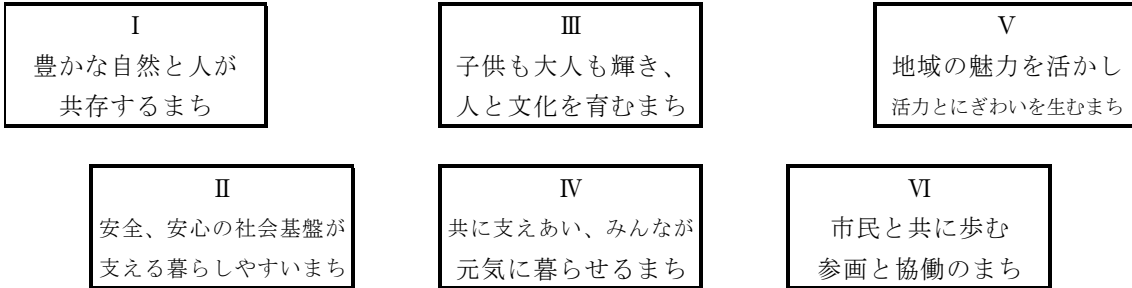
² **特定健診**・・・平成20年度から実施している糖尿病などの生活習慣病予防に特定した健診

³ **メタボリックシンドローム**・・・内臓脂肪肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上合併した状態

⁴ **高血糖**・・・血液中のブドウ糖の濃度が正常より高い状態

⁵ **生活習慣病**・・・生活習慣が発症の原因に深く関係していると考えられている疾患の総称

第2次東御市総合計画



3 計画の期間

この計画の期間は平成26年度から平成31年度までの6年間とします。
以後文章内の平成30年度を平成31年度に置き換えます。

4 計画の推進、進捗管理・評価

市民運動としての食育推進を図るため市が設置している「東御市食育推進市民会議」（P32参照）においてこの計画の進捗管理・評価を行い、社会の動向を踏まえた施策の推進を図るとともに、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

東御市健康づくり宣言

東御市の豊かな自然環境のなかで、健康でこころ豊かに安心して暮らすことは、私たちみんなのねがいです。自らの健康は自らつくることを基本に、市民が手を携えて、健やかに育ち健康を守る活動に取り組む必要があります。

ここに市民の総意により、元気を発信する健康長寿のまちを目指すとともに、次のことを提唱し、東御市は、健康づくりに邁進することを宣言します。

- 1、食生活を見直し、運動に親しみ、元気な身体をつくります。
- 1、禁煙や生活習慣など、家族みんなで健康について話し合います。
- 1、健康診査を毎年受け、自分の身体の健康を考えます。
- 1、仕事や家事の手を休め、こころのゆとりをつくります。
- 1、豊かな自然と共生し、みんなが住みよい環境をつくります。

平成19年11月22日

第2章 東御市の食をめぐる現状と課題

1 地域特性

(1) 人口

東御市の人口（国勢調査結果¹）は、平成17年と平成22年を比較すると約500人減少しました。世帯の状況は当市においても核家族化が進行し、1世帯当たりの人口が平成22年には2.8人となっています。

東御市の世帯数と人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	8,250戸	9,319戸	9,859戸	10,212戸	10,801戸
単独世帯数 (単独世帯割合)	916戸 (11.1%)	1,351戸 (14.4%)	1,618戸 (16.4%)	1,668戸 (16.3%)	2,098戸 (19.4%)
人口	28,954人	30,157人	30,944人	31,271人	30,696人
一世帯あたり人口	3.5人	3.2人	3.1人	3.1人	2.8人

資料：国勢調査より（平成16年以前の数値は、東部町と北御牧村の合計）

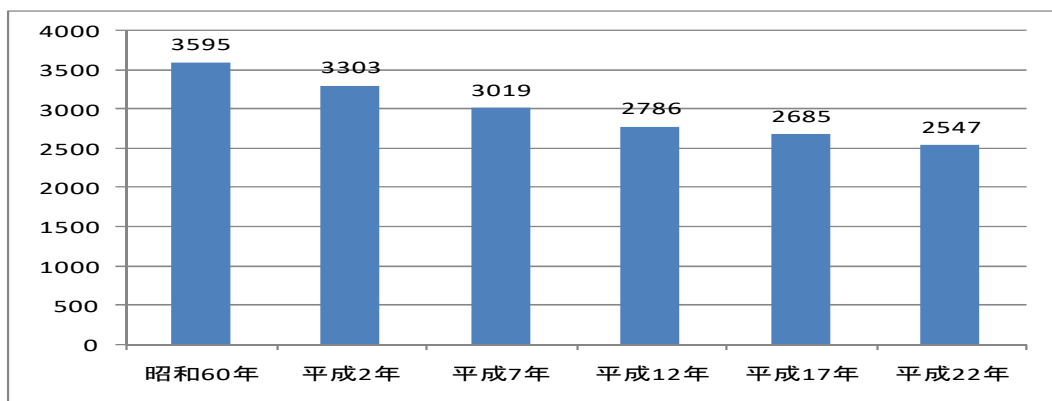
(2) 農業の状況

○農家数の推移

年々、農家数は減少しています。

農家数の推移

(単位：戸)



資料：平成22年農林漁業センサス

¹ 国勢調査・・・統計法に基づき、5年ごとに全ての人々及び世帯を対象に行われる調査

○農業生産

東御市は年間降水量が少なく、昼夜の気温差も大きいため、品質の優れた果物や野菜が生産されています。

東御市の主な農産物生産量 (単位：t)

作物等	生産量	
米	4,390	
巨峰	1,405	種無し巨峰を含む
巨峰以外のぶどう	306	シャインマスカット、ナガノパープル、ピオネ他
りんご	385	
麦類	122	
雑穀・豆類	114	大豆・ソバ

資料：平成24年佐久浅間・信州うえだ農業協同組合資料

(3) 食育・健康増進組織

長野県では住民による自主的な健康づくり組織が昭和20年に活動を開始しました。昭和46年には全県的に保健補導員会等の組織化が促進されました。東御市でも毎年350人前後の保健補導員が活動をしています。

平成24年度東御市保健補導員の主な活動内容 (単位：人)

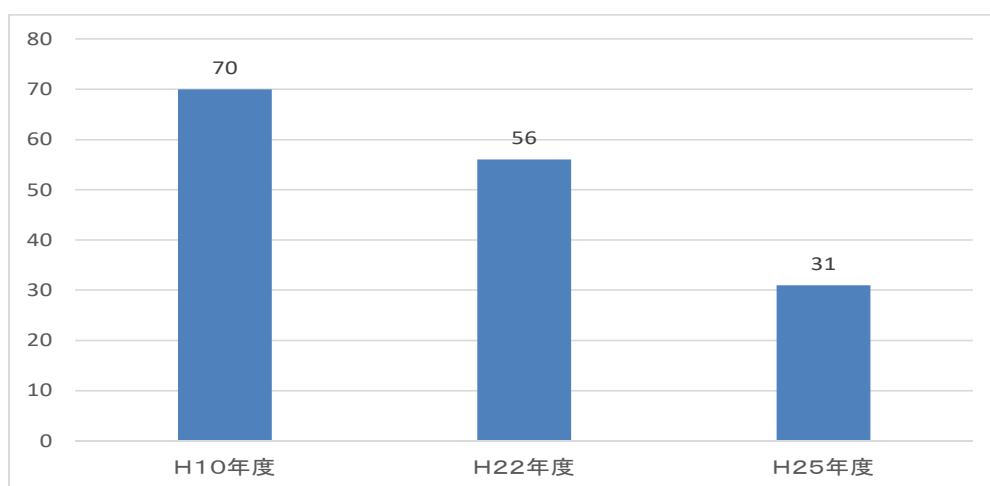
内容	延べ人数
市外研修会参加（上小健康のつどい・長野県保健補導員等研究大会等）	81
市内講演会・学習会参加	643
地区活動参加（食べ方見直し塾・運動教室・AED講習等）	434

また、全国組織である「食生活改善推進協議会」の県内活動が盛んです。減塩の呼びかけ等を行ってきました。東御市の会員は減少傾向にありますが、活動内容・回数共に充実しています。

平成 24 年度東御市食生活改善推進協議会の主な活動内容 (単位：人)

内 容	延べ人数
市外研修会参加（上小健康のつどい・食育フォーラム・長野県食生活改善推進大会等）	54
視察研修・定例学習会参加	189
食育活動参加（料理教室講師や補助・学校でのおやき作り等）	149

東御市食生活改善推進協議会員数の推移 (単位：人)

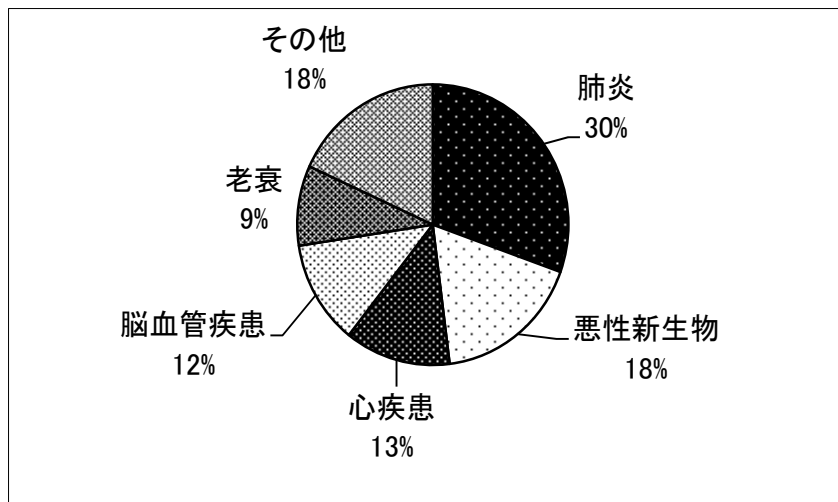


2 食を取り巻く健康課題

(1) 死因別死亡者

生活習慣病を中心とした悪性新生物・心疾患・脳血管疾患 3 大疾病が総死亡の 4 割を占めています。

東御市の死亡状況割合（平成24年1月～12月）（単位：％）

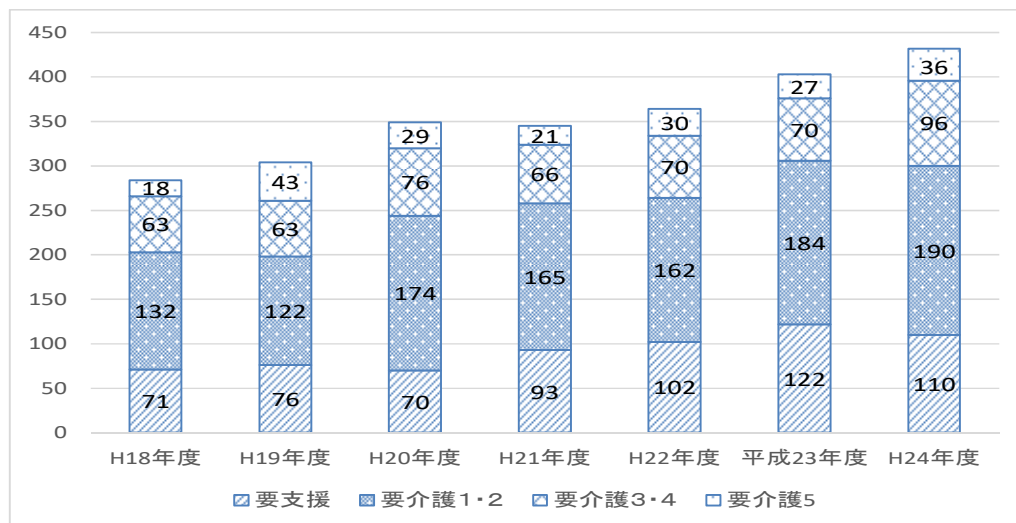


資料：平成24年度東御市保健衛生

（2）介護保険状況

人口の高齢化に伴い、介護保険の認定者は増加しています。

新規介護保険認定者の年次推移（単位：人）

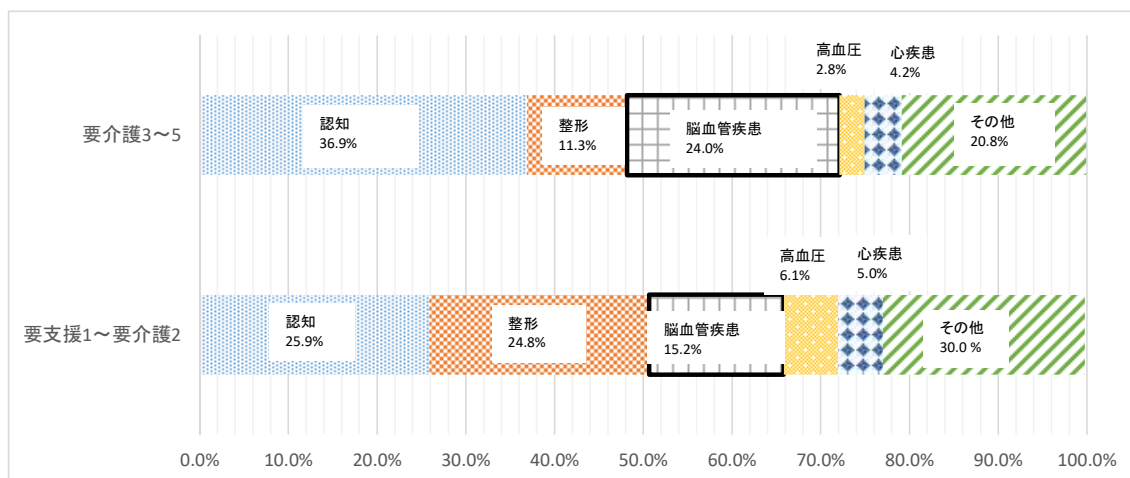


資料：平成24年度東御市地域包括支援センター事業報告書参照

介護保険認定申請時では認知症が原因疾患のトップを占めています。認知症の約7割を占めるアルツハイマー型認知症は、メタボリックシンドロームとの関連性が明らかになってきています。また、要介護3～要介護5の24％・要支援1～要介護2の15％を占める原因疾患に脳血管疾患があります。

介護保険申請時疾患割合

(単位：%)



資料：平成24年度東御市地域包括支援センター事業報告

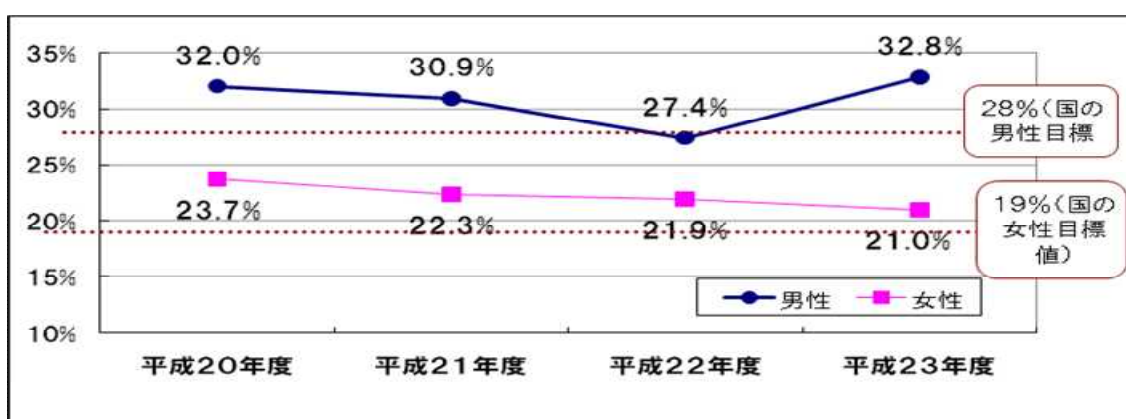
(3) 健康診断結果から見る生活習慣病

○肥満

成人の肥満¹は、20～60歳代男性及び40～60歳代女性に多く見られるため、この年代の肥満者の減少を健康日本21²の目標のひとつとしています。東御市の平成23年度の肥満者の割合は男性32.8%、女性21.0%です。どちらも国の目標（男性28%、女性19%）は未達成の状況です。

男性（20～60歳代）・女性（40～60歳代）の肥満の割合の推移

(単位：%)



資料：東御市健康診査・国民健康保険特定健診結果

○メタボリックシンドローム

¹ 成人の肥満・・・BMI（体重kg÷身長m÷身長m）が25以上

² 健康日本21・・・国が健康増進に関する基本的な方向や目標を定めた計画

メタボリックシンドロームと循環器疾患¹との関連は証明されており、平成20年度から始まった生活習慣病予防のための特定健診では、メタボリックシンドローム該当者の減少が評価項目の一つとされました。

東御市では男性の該当者の割合が予備群を含め47%と多く、またリスクを複数持っている男性の割合は26.9%となっています。

平成24年度国民健康保険特定健診メタボリックシンドローム該当者と予備群人数

				男性		女性	
				人数(人)	割合%	人数(人)	割合%
健診受診者数				607	-	836	-
腹囲男性85(女性90)cm以上の者				317	52.2	171	20.5
(再) 有所見 の重複 状況	腹囲のみ	高血糖		32	5.3	27	3.2
		高血圧		1	0.2	1	0.1
	予備群	高血糖	●	78	12.9	39	4.7
		高血圧	●	43	7.1	25	3.0
		高脂血	●	13	2.1	4	0.5
	該当者	高血糖	●	6	1.0	0	0.0
		高血圧	●	115	18.9	65	7.8
		高脂血	●	29	4.8	10	1.2
		高血糖・高血圧・高脂血	●●●	122	20.1	65	7.8
	メタボ予備群				122	20.1	65
メタボ該当者				163	26.9	79	9.4

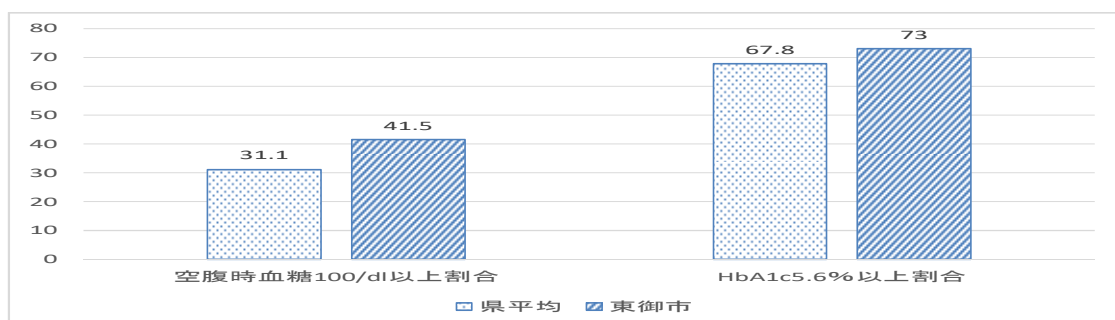
資料：平成24年度東御市国民健康保険個別健診特定健診結果

○糖尿病

東御市は糖尿病の前段階ともいえるHbA1c(NGSP)²5.6~6.4パーセントの間のやや高めの方の割合や空腹時血糖値³が高い方の割合が非常に高い状態です。

血糖の指標が正常値より高かった人の割合

(単位：%)



資料：平成23年度東御市国保特定健診結果

¹ 循環器疾患・・・血液の循環の不具合によって起きる病気の総称

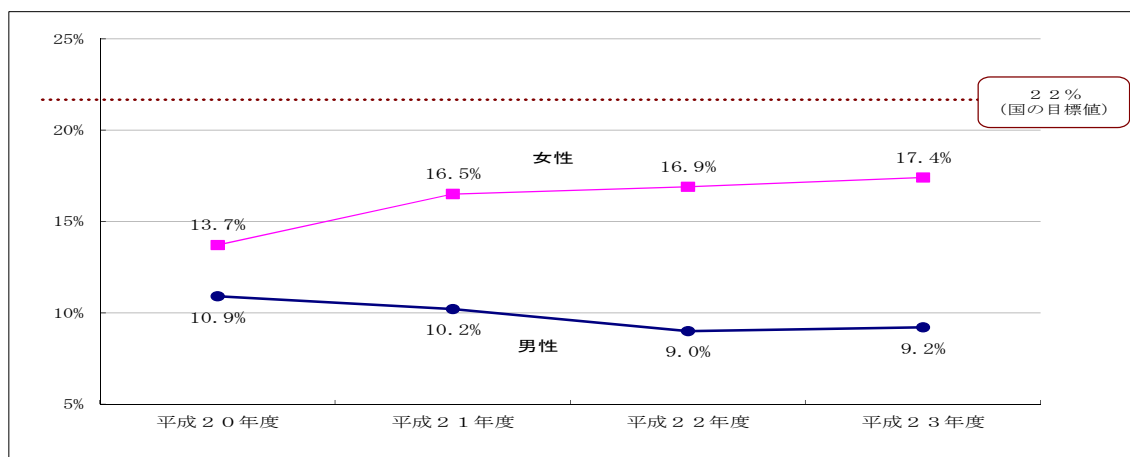
² HbA1c・・・過去1~2ヶ月の平均血糖値を反映する値、正常値は5.6%未満

³ 空腹時血糖値・・・10時間以上絶食での血糖値、正常値は60~100未満

○高齢期のやせ

高齢期（65歳以上）は身体機能と生活機能を保つために適切な栄養を取ることが大切です。国が策定した「健康日本21」では、低栄養傾向の指標をBMI20以下とし、その割合を平成34年に22%以下としています。東御市の割合は13%前後ですすでに目標を達成している状況です。

高齢期・BMI20以下の割合の推移 (単位：%)

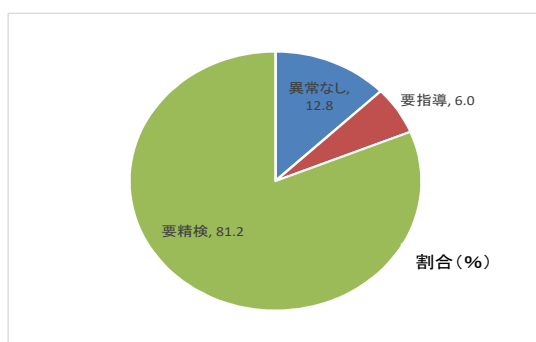


資料：東御市国保特定健診・後期高齢者健診結果

○歯周疾患

歯周病は自覚症状のうすいまま進行し、歯の喪失につながります。また、糖尿病の合併症の1つで、糖尿病の人は歯周病にかかりやすい・歯周病になると糖尿病の症状が悪化するなど相互に悪影響を及ぼしあいます。平成24年度の検診の結果を見ると歯肉の状況が健全な人は受診者の12.8%で、およそ9割の人が何らかの所見がありました。

平成24年度歯周疾患検診の結果 (単位：%)



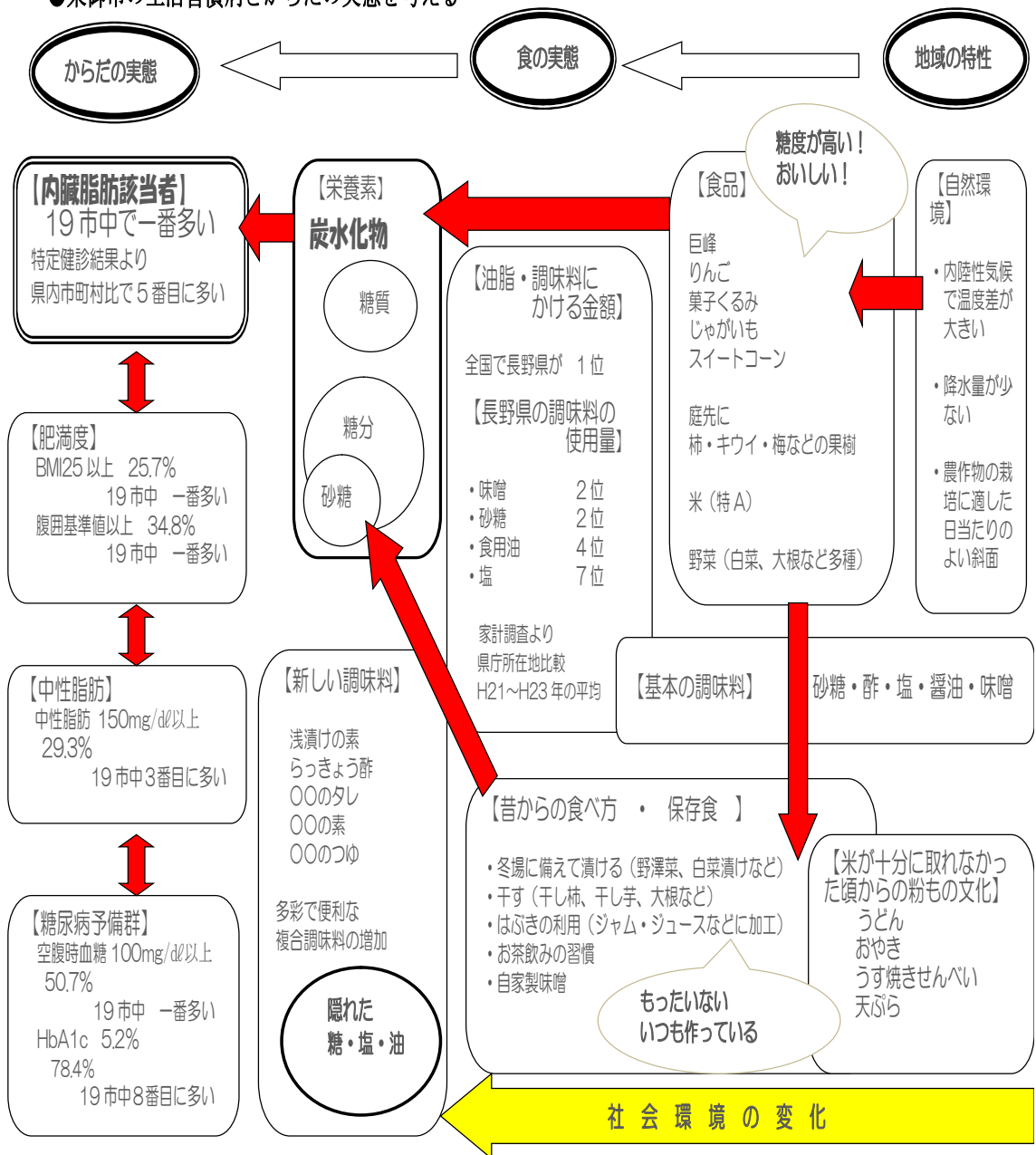
資料：平成24年度歯周疾患検診結果

(4) からだの実態と食

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康な生活を送るために欠くことのできない営みです。同時に、栄養・食生活は社会的、文化的な営みでもあります。

東御市でも自然環境や地理的な特徴、歴史的条件が相まって、地域特有の食文化を生み出し、食生活の習慣が来ています。

●東御市の生活習慣病とからだの実態を考える



3 子どもの食

○肥満とやせ

小中学校の身体計測の結果、東御市はすべての学年で県平均を上回る割合で肥満傾向の児童生徒がいます。

平成 24 年度児童・生徒の身体計測集計結果

学年	性別	測定人員	肥満傾向割合					
			20%以上 30%未満 (人)	出現率 (%)	長野県平均 出現率 (%)	30%以上 (人)	出現率 (%)	長野県平均 出現率 (%)
小学1	男	118	4	3.4%	2.0%	2	1.7%	1.5%
小学1	女	135	3	2.2%	1.9%	1	0.7%	1.2%
小学2	男	140	5	3.6%	2.4%	2	1.4%	2.0%
小学2	女	150	4	2.7%	2.5%	3	2.0%	1.6%
小学3	男	163	9	5.5%	3.4%	6	3.7%	3.0%
小学3	女	120	7	5.8%	2.8%	3	2.5%	2.2%
小学4	男	148	7	4.7%	4.5%	9	6.1%	4.2%
小学4	女	141	6	4.3%	3.9%	6	4.3%	2.8%
小学5	男	171	12	7.0%	4.6%	7	4.1%	4.3%
小学5	女	157	8	5.1%	3.7%	9	5.7%	2.6%
小学6	男	166	11	6.6%	4.7%	15	9.0%	4.9%
小学6	女	133	6	4.5%	3.8%	4	3.0%	3.1%
中学1	男	166	8	4.8%	5.0%	9	5.4%	5.0%
中学1	女	147	6	4.1%	4.9%	9	6.1%	3.5%
中学2	男	166	14	8.4%	4.5%	8	4.8%	4.1%
中学2	女	153	9	5.9%	4.5%	7	4.6%	3.0%
中学3	男	147	8	5.4%	4.0%	8	5.4%	4.2%
中学3	女	161	14	8.7%	4.3%	3	1.9%	3.2%

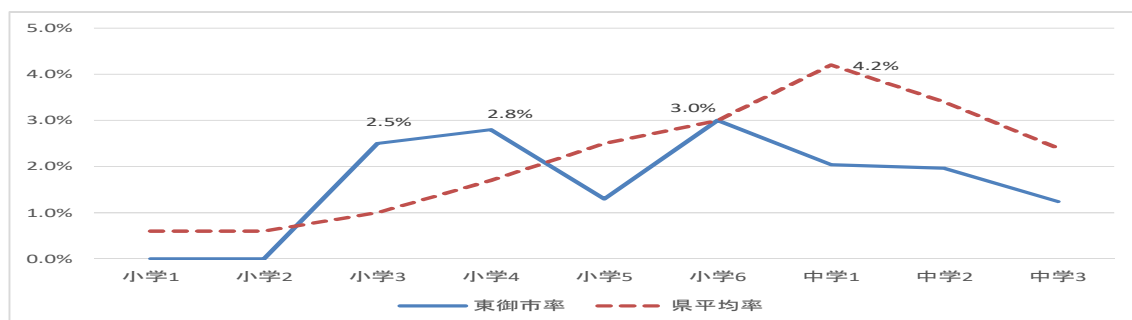
長野県平均より高出現率

資料：平成 24 年度東御市学校保健統計

過度のやせは心身の健康に影響を及ぼします。男女とも学齢期である小学校高学年から増加する傾向があり、東御市でもほぼ県平均並みのやせ傾向¹の児童生徒割合となっています。

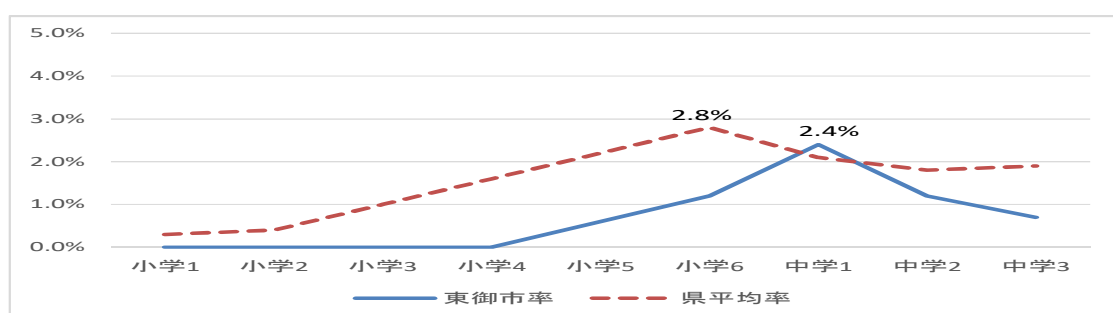
¹ やせ傾向・・・小中学校では性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下

平成 24 年度小中学校女子やせ傾向割合 (単位：%)



資料：平成 24 年度東御市学校保健統計

平成 24 年度小中学校男子やせ傾向割合 (単位：%)

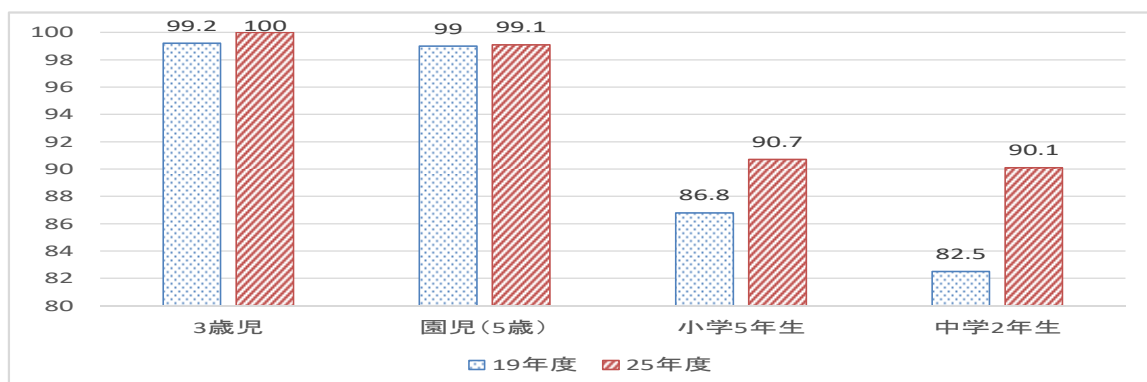


資料：平成 24 年度東御市学校保健統計

○朝食

平成 18 年から始まった「早寝・早起き・朝ごはん」運動*が定着し、朝ごはんを食べる小中学生の割合が増加しました。

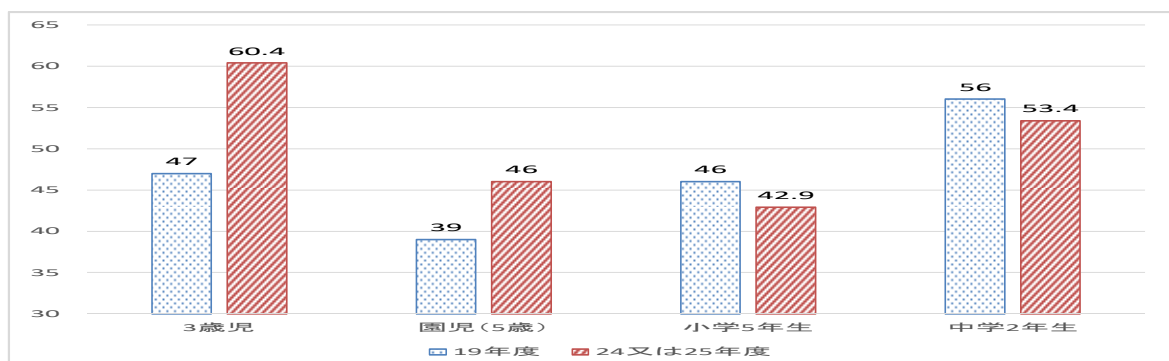
毎日朝食を食べる児童生徒の割合 (単位：%)



資料：平成 24 年度乳幼児健診・平成 24 年度市内保育園朝食調査・平成 25 年度児童生徒の食に関する実態調査より

食事内容をみると主食・主菜・副菜がそろってバランスのよい朝食を食べる子どもの割合は3歳児と園児は増加していますが、小学5年生と中学2年生で若干減少しています。

バランスの良い朝食を食べる児童生徒の割合 (単位：%)

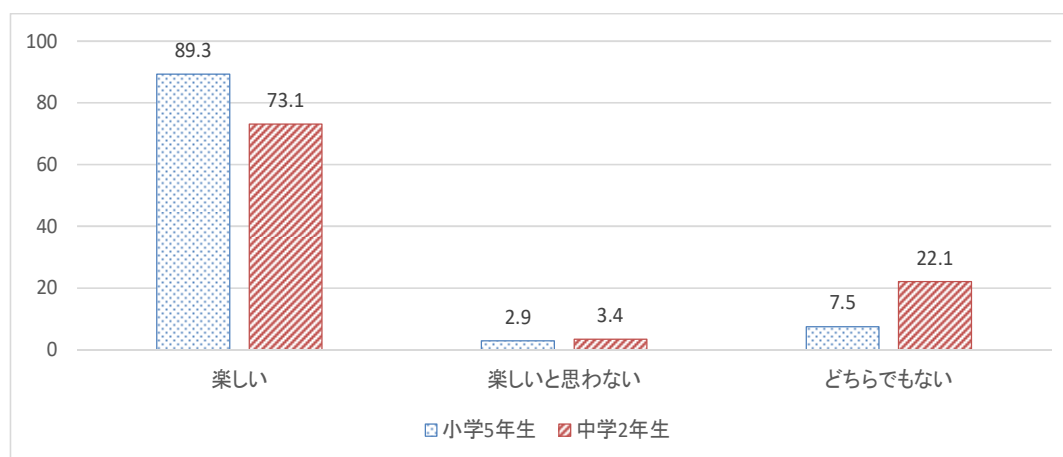


資料：平成24年度乳幼児健診・平成24年度市内保育園朝食調査・平成25年度児童生徒の食に関する実態調査より

〇 共食 きょうしょく

平成25年度に小中学校で実施したアンケートでは共食¹が楽しいと思わない又はどちらでもない中学2年生が約2割に上りました。

共食を楽しみと思う児童生徒の割合 (単位：%)



資料：平成25年度児童生徒の食に関する実態調査より

¹ 共食・・・家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ること

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

とうみの食で育む 元気な心とからだ 豊かな人間性

東御市では、食育基本法が制定される以前から保健補導員会や食生活改善推進協議会等の活動が活発で健康や食に関するボランティア活動が積極的に行われていました。また、平成21年度には東御市食育推進計画を策定し、食に係る担当課が連携して食育を推進してきました。

食は命の源であり、私たちが生きていくために欠かせないものですが、食べ方によっては生活習慣病を招きます。近年、社会経済状況がめまぐるしく変化し、ライフスタイルの多様化が進む中で食が乱れ、健康への影響が出てきています。東御市では、長野県内19の市の中で比較すると、腹囲、肥満、血中脂質や血糖等が高いメタボリックシンドローム該当者が1番多い状況でした。

このような状況の中で、市民の健全な食習慣の実践のために、市民の食の生産に関する理解や安全な食の確保が欠かせないことを踏まえ、食に関連する環境の整備を進めます。

そして、「食」に関する適切な判断力と選択能力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身ともに健康で生き生きとした生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与するため、東御市の食育を推進するための基本理念を1次計画に引き続き「とうみの食で育む 元気な心とからだ 豊かな人間性」と定めます。

2 基本目標

国は食育基本法（平成17年）第16条に基づき食育推進基本計画（平成18年度～22年度）を策定し、食育が国民に周知されてきました。第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）では食育の推進に関する施策についての基本的な方針に3つの重点課題を掲げています。東御市においてもこの3つ重点課題と市の現状や課題、基本理念を踏まえ、東御市が目指す食育を展開するための基本目標を定めます。

目標 健全な食生活のための食育を推進します
東御市の食に関連する環境の整備に努めます

計画の構成図

基本理念

とうみの食で育む 元気な心とからだ 豊かな人間性

<p>健全な食生活のための食育（第4章）</p>	<p>食に関連する環境の整備（第5章）</p>
<p>① 市民への食育の普及 すべての市民が食育にとり組めるよう食育の普及に努めます。</p> <p>② ライフステージでみる食育 各ライフステージの特徴にあった食育を実践します。</p> <p>③ 生活習慣病予防の食育 食と体のつながりを理解し、「食」に関する適切な判断力と選択能力を養い、食が原因で発症する生活習慣病を予防する食育を実践します。</p>	<p>① 地産地消の推進</p> <p>② 食文化の伝承</p> <p>③ 農業体験の推進</p> <p>④ 食の安全、環境への配慮</p>

食育基本法第16条による食育推進基本計画

第2次食育推進基本計画の重点課題

- ・生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ・生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ・家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

食育基本法 第7条

伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

第4章 健全な食生活のための食育

「日本食文化」は米を主食とし多様な副食から構成され、栄養のバランスが良いと海外からも大きく評価されています。しかし、社会経済構造の変化や一人ひとりの価値観の多様化が進み、食生活スタイルも変わってきました。その結果、栄養の偏りによる生活習慣病増加等の問題を引き起こしています。市民がいきいきと元気に暮らすには、生涯にわたって健康に向かう食育に取り組むことが重要です。食生活の改善は市民一人ひとりの意識と行動の変化によるものため、行政や関係団体がじっくりと働きかけ、市民一人ひとりが食育を推進することが大切です。また、生涯にわたる食育の中でも、それぞれのライフステージの特徴に応じた食育を進めることが効果的です。

食育は様々な体験を通して行うものですが、特に日常生活の基盤である家庭において、食卓を囲んで共に食事を取りながら行うことが原点です。現在は家庭や家族関係も多様化しており、家庭における食育は一律にできるものではありませんが、家族での共食を通じた食育を支援していきます。

1 市民への食育の普及

(1) ねらい

健全な心と体を育むためには、1日3回の栄養バランスのとれた食事を、楽しくおいしく食べることの習慣づけが大切です。平成22年度に長野県が実施した「県民健康・栄養調査結果¹」によると15歳以上の県民のうち、男性の約4割、女性の約6割が食育に関心を持っていることがわかりました。今後さらに食育をより多くの方に知ってもらい、「食育の市民運動」として全市民が取り組みます。

(2) 個人の取り組み

○「早寝・早起き・朝ごはん」運動

体を動かし十分な睡眠を取り、おなかが空くという生活リズムを作ることが規則正しい食習慣につながるため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組み、朝食の欠食をなくします。

○「食事マナー向上」運動

楽しくおいしく、お互いが気持ちよく食べるため、食事の際の礼儀作法は大切です。家族全員で「食事マナーの向上」運動に取り組みます。

取り組み例

¹ 県民健康・栄養調査…長野県が3年に一度、無作為抽出した世帯を対象に行う健康・運動・食事調査

- ・ 食事のマナーを身につけるため、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつは、感謝の気持ちをこめる。
- ・ 食事の際は、会話を楽しみ、家族の絆を一層深めるためテレビを消す。
- ・ お箸や食器を正しく使い、ひじをつかず両手をテーブルの上に出す。

○「食の見直し」運動

生活習慣病予防のためには、栄養バランスのとれた食事を適正量つくるのが大切です。食と体のつながりを理解し、適切な判断力と選択能力を一人ひとりが身につけ「食の見直し」運動に取り組むことで、自分に合った食事を食べることに繋がります。

○8020（歯の健康づくり）運動

加齢によって歯の本数の減少や筋肉量の低下が起こり、食べる力も低下してきます。生涯にわたって楽しく、おいしく食べるための知識を習得し、80歳になっても自分自身の歯を20本保つことを目的とした「8020」運動に取り組めます。

また、生活習慣病予防の観点から、1口30回を目安によくかむ「カミング30」運動に取り組めます。

○「共食」の推進

家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」で、次世代への食育を推進します。

取り組み例

- ・ 家族で約束した日は、一緒に食事をします。
- ・ 祖父母との食事を積極的に企画します。

(3) 行政の取り組み

【健康保健課・子育て支援課・教育課等】

「食の見直し」運動やライフステージでみる食育推進のため、学習資料を活用し、市民への普及を目指します。

また、毎年6月を「食育月間」として、重点的・効果的な運動を展開します。毎月19日を「食育の日」として、家族そろって食卓を囲むことを啓発します。市内外で行われる行事等で、食育の広報活動を行います。

広報活動例

- ・ 市報やFMとうみ、給食便りによる活動
- ・ 第9回食育推進全国大会への参加
しあわせ信州食育フェスタ2014
日時：平成26年6月21日（土）・22日（日）

- 場所：長野市オリンピック記念アリーナ「エムウェーブ」
・信州の食を育む県民大会 他

2 ライフステージでみる食育

(1) 妊娠期

○ねらい

母体や胎児の健康のため、家庭を基盤とする適切な食習慣を身につけます。

○個人の取り組み

食生活を見直し、食に関する知識を習得し調理等の実践力を身につけます。

○行政の取り組み

- ・ 母子健康手帳 【健康保健課】
母子手帳発行時に母子手帳に記載のある事項のほか、妊娠期の食事指導を行います。
- ・ もうすぐママパパ学級 【健康保健課】
妊婦やその家族を対象に親になり家庭を作ることを認識し、生活リズム、母乳育児や生活習慣病をはじめとした、家庭の健康管理などの知識の普及を図ります。この学級の2回目に、妊娠後期の1食の献立を実習し試食することで、栄養バランスと食品の量を確認します。
- ・ 個別の栄養・健康相談 【健康保健課】
毎週火曜日午前中に実施している健康相談や電話・訪問による相談を行いより良い食生活を送れるよう支援します。

(2) 乳児期（0～1歳）

○ねらい

発達に応じた離乳食で、かむ力・舌の動き・飲み込む力・食べるために必要な顔の筋肉を身につける時期です。

また、食べる意欲や薄味の習慣を身につけます。

○個人の取り組み

- ・ 生活のリズムを整えます。
- ・ 発達に応じた離乳食を進めます。
- ・ 様々な食材の本来の味を経験し、味覚を育てます。
- ・ 楽しい食卓を心がけ、自分で食べる力をつけます。

○行政の取り組み

- ・ 乳児健康診査 【健康保健課】
乳児健康診査を実施し、子どもの成長を確認するとともに、生活リズムの

確立、体づくりのための食生活のあり方を支援します。また、歯科医師、歯科衛生士による健診と歯科指導を実施します。これらの健診結果により、食生活の実態を分析し課題を把握します。

- ・ 離乳食教室 【健康保健課】
子どもの発達に合わせた食について、正しく理解するための離乳食教室を開催し、離乳食の調理や試食を行うとともに、好ましい食習慣の形成と離乳食の適切な進め方を学習します。
 - ① ごっくん離乳食教室（5ヶ月児対象）
5ヶ月頃の好ましい食習慣の形成と食の適切な進め方を指導します。
粥と野菜ペーストの試食をします。
 - ② もぐもぐ離乳食教室（8ヶ月児対象）
8ヶ月頃の好ましい食習慣の形成と食の適切な進め方を指導します。
粥と野菜と魚の離乳食の試食と手づかみ食べの学習をします。
- ・ 個別の栄養指導・相談 【健康保健課】
毎週火曜日午前中に実施している健康相談や電話・訪問により相談を行い、子どもの成長にあった好ましい食習慣の形成を促します。親が抱えている問題を的確に捉えていきます。

(3) 幼児期（1～5歳）

○ねらい

心身の発達が著しくいろいろな味覚を覚え始める時期のため、バランスの取れた食生活・食習慣を身につけます。

○個人の取り組み

- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣化します。
- ・ 「共食」を通し家族が手本となり、食事のあいさつや箸の持ち方などのマナーを覚えます。
- ・ よくかんで食べ歯みがきを習慣化します。

○行政の取り組み

- ・ 保育園における「食育年間計画¹」の推進 【子育て支援課】
保育園における給食や体験を通じた食育は、子どもの食を営む力を育むことを目的として、各園において作成した「食育年間計画」にもとづいて推進します。あわせて、家庭での共食を通じた食習慣の改善への波及を目指すものです。
実施にあたっては、保護者や地域の生産者等と連携を図り、保育士、調理員、栄養士等の全職員がその専門性を活かしながら取り組みます。

¹ 食育年間計画・・・各保育園で行う児の発達段階に合わせた食体験や行事、給食などの年間計画

- ・ 幼児健康診査 【健康保健課】
 次の健診を実施し、子どもの成長を確認するとともに、生活リズムの確立、体づくりのための食生活のあり方を支援します。また、医師、歯科医師、歯科衛生士による健診と歯科指導を実施します。これらの健診結果より、食・生活の実態を分析し課題を把握します。
 - ① 1歳6ヶ月児 生活リズム・食事指導、歯科検診、歯科指導
 - ② 2歳児 生活リズム・食事指導、歯科検診、歯科指導
 - ③ 3歳児 生活リズム・食事指導、歯科検診、歯科指導
- ・ 親子料理教室 【子育て支援課】
 就園前・在園児を対象に楽しい食経験と食事づくりのきっかけを目的に実施します。
- ・ 信州食育キャラバン隊・食育手伝い隊の派遣 【長野県・健康保健課】
 P T A・育成会・保育園等が実施する、食育教室に対して保健福祉事務所と連携して料理講習、食の紙芝居・寸劇、食事マナー講習等の食育キャラバン隊の派遣やとうみ食育市民ネットワークによる食育手伝い隊の派遣を実施します。

信州食育キャラバン隊とは

県内の保健福祉事務所と県に登録したボランティアが依頼に応じて、保育園・学校・公民館等で食育を行います。

内容は食に関する紙芝居・エプロンシアター・講話・料理教室、地域で取れる農産物や農業の話などを行っています。

食育手伝い隊とは

とうみ食育市民ネットワークによる市民の食育を支援するものです。

内容は食育戦隊ベジレンジャーなどの寸劇、食育紙芝居、講話、料理教室、農作業体験などを行っています。

目標値

事項	現状	目標
朝食を食べている3歳児の割合	100%（平成24年）	100%
朝食を食べている園児（5歳）の割合	99.1%（平成24年）	99.1%
朝食を園児（5歳）と一緒に食べる保護者の割合	今後調査	増加

（4）学童期（6～15歳）

○ねらい

自我の確立を伴う時期です。食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけます。

○個人の取り組み

- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣化します。
- ・ 「共食」を通し食事マナーを身につけ、食に関する知識を増やします。
- ・ よくかんで食べ、歯みがきを習慣化します。
- ・ 家事における役割を持ち、食の大切さを学びます。

○行政の取り組み

- ・ 小中学校における「食の指導に関する全体計画¹」の推進 **【教育課】**

学校における食育は、教育の三本柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけ、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけ、生きる力²を培うことを目的として、各学校において作成した「食に関する指導の全体計画」にもとづいて推進します。

実施にあたっては、学校給食を「生きた教材」として活用し、各教科や学級活動、総合学習の時間を利用して、教職員及び専門的知識を持つ栄養教諭³、学校栄養職員、市の管理栄養士と連携を持ちながら、体系的、継続的に効果的な指導を実施します。

また、給食だよりや給食試食会等を通して保護者へ「共食」を通じた家庭における食育を啓発します。

- ・ 関係団体による食育教室の開催 **【教育課・生涯学習課】**

子どもの健全育成に関わるPTA、育成会等は、食育を推進するため、親子、同年代や世代間交流の料理教室等の食育教室に取り組むこととします。

¹ 食の指導に関する全体計画・・・各小中学校が教科横断的に食育を意識して行うために作成する年間計画

² 生きる力・・・確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力

³ 栄養教諭・・・食に関する指導と給食の管理を一体のものとして行うことを目的に配置された教諭

また、学校以外の様々な人々との交流を通じて社会性を養い、自ら学習する力を培う目的で子どもを対象とした調理実習等を取り入れ食育を推進します。

- ・ 学校農園の活用 【教育課・農林課 P 2 8 参照】

食べ物が自然の大きな恵みの中に生育し、多くの人々の努力に支えられ生産されていることを学習し、感謝の気持ちを深め、食べ物を大切にする心を育てるため、学校農園の活動を推進し、米や野菜の栽培や収穫作業体験の機会を提供します。

- ・ 信州食育キャラバン隊・食育手伝い隊の派遣 【P 2 1 参照】

目標値

事項	現状	目標
朝食を毎日食べている児童の（小 5）割合	90.7%（平成 25 年）	増加
朝食を毎日食べている生徒の（中 2）の割合	90.1%（平成 25 年）	増加
共食を楽しいと思う児童の（小 5）の割合	89.3%（平成 25 年）	増加
共食を楽しいと思う生徒の（中 2）の割合	73.1%（平成 25 年）	増加

（5）思春期・青年期（16～24歳）

○ねらい

生活リズムに乱れがおきやすい時期です。規則正しく、栄養バランスに配慮した食生活を身につけます。

○個人の取り組み

- ・ 生活リズムを整えるため、朝食を食べます。
- ・ 間食や夜食などの不規則な食べ方を見直します。
- ・ 自分にあった食事の内容や量を適切に選択し、実践する力を身につけます。

○行政の取り組み

- ・ 高校における食育の推進 【長野県教育委員会】
- ・ 信州食育キャラバン隊・食育手伝い隊の派遣 【P 2 1 参照】

3 生活習慣病予防の食育（壮年期・中年期・高齢期 25歳～）

（1）ねらい

食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒等による生活習慣病を予防するために、生活や食習慣を見直します。また、次世代に食文化を伝える役割を担います。

（2）個人の取り組み

- 体重や健診の結果から自分の食習慣を見直します。
- よくかんで食べ、生活習慣病を予防します。
- 家族そろって食事をとり「共食」を通じた次世代への食育を行います。
- 地元農産物の使用を心がけます。

（3）行政の取り組み

- 特定健診・特定保健指導の実施 【医療保険者】

40～74歳の方を対象に特定健診を実施します。健診結果から「特定保健指導」を実施し、生活習慣の乱れで起こる病気の予防・早期発見・治療を推進します。

また、すでにある病気の重症化の予防のため、個人の運動・栄養・喫煙等の生活習慣の見直しを支援します。

- 歯周疾患検診の実施 【健康保健課】

生涯にわたり、自分の歯でよくかみ味わって食べることは、健康な生活を送るために重要です。30・40・50・60・70歳の節目の方に対し歯周疾患検診を実施します。

- 食べ方見直し塾 【健康保健課】

生活習慣病予防や食の改善を考えている方とその家族に、個人にあった必要なエネルギー量や食事量・適切な調理方法を実習と試食を行いながら学びます。

保健補導員を対象として地区毎に、実習を通じた学習で食生活の見直しを推進します。

- 料理教室等

- ・ 生涯学習講座 【生涯学習課】

食事作りの楽しさや食文化を学ぶ生涯学習講座に、旬の食材を使用した郷土食や家庭料理の講座（手作り料理）や男性を対象にした講座（男性料理）等を開催します。

- ・ たけのこ学級 【人権同和政策課】

0～3歳までの乳幼児を持つ母親が育児・健康・趣味等の学習を通して母親・女性としての資質を高める仲間づくりの学級です。そのうち各クラス1

回は食育をテーマとした講座を開催します。

- ・ 食育教室の開催や講師の派遣 【健康保健課・生涯学習課】
 地区の保健補導員が行う集会・各種団体や区に対して、食育を推進するため、生活習慣病予防を目的とした料理教室等の食育教室・出前講座を開催し講師を派遣します。
- 個別栄養相談・指導 【健康保健課】
 日々の食生活を振り返り生活習慣病を予防するために、食に関する情報を提供すると共に、個々に応じた食生活改善に向けた取り組みを支援します。
- 情報提供 【健康保健課】
 市報・ケーブルテレビ・リーフレット・講演会等を活用し、食生活改善、食の安全、食品表示等に関する情報提供活動を行います。
- 食のボランティアの育成 【健康保健課、保健福祉事務所】
 市民に向けた食育ボランティア活動を行っている東御市食生活改善推進協議会員に正しい食生活や調理方法の学習を行います。また、とうみ食育市民ネットワークへの支援を行います。

目標

事 項	現 状	目 標
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 (40～74 歳)	男性 47% 女性 17.2% (平成 23 年度)	減少
20～60 歳男性肥満者の割合 40～60 歳女性肥満者の割合	32.8% 21% (平成 23 年度)	減少

第5章 食に関連する環境の整備

1 地産地消の推進

(1) ねらい

地産地消の取り組みは、地域の消費者ニーズに合った農業生産と、生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、農業生産者と消費者が“顔が見え、話ができる”関係に結びつけることが重要です。これにより、消費者が、安全で新鮮な地場産農産物を購入する機会を得ることができるとともに、農業生産者とそれに関連する産業の活性化が期待されます。

生産者と消費者の距離の短さは、輸送コストの削減や鮮度の維持になります。さらには輸送にかかる二酸化炭素の削減にもつながります。

また、高齢者・女性を含めた農業生産者の営農意欲を高め、遊休農地¹を減らし農村を活性化することで、食料自給率を高めることが期待されます。

※地産地消の範囲

地産地消に関する施策の推進にあたって「地」の地理的範囲は、行政エリアである東御市内に限定して実施します。

ただし、農産物の流通に関しては、市内に限定した場合には品目が限定され消費者ニーズに対応できないことから、隣接する上田地域及び佐久地域もその範囲として柔軟にとらえることとします。

(2) 個人の取り組み

地産地消は、消費者等と農業生産者の相互理解がなければ成り立たない理念です。食を生産する農業の重要性を理解し、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」に取り組み、安全・安心で新鮮な農産物を積極的に利用します。

(3) 行政の取り組み

○生産体制の支援

【農林課】

栽培技術講習会や出荷研修会等による高品質で新鮮な農産物の生産に努めるとともに、農薬適正指導、生産履歴記帳²指導を徹底し、消費者への信頼確保に努めます。

また、次世代の生産者の育成や生産者の仲間作りを進めます。

¹ 遊休農地・・・耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

² 生産履歴記帳・・・各農産物を生産した圃場の状態、肥料や農薬の使用日や量等の記録

- 市内保育園・小中学校給食における地域消費 【子育て支援課・教育課】
東御市の保育園・小中学校給食は敷地内で調理する自校式また北御牧小中学校は小規模給食センターでの給食提供を実施しています。引き続き市域食材の使用に努めます。
- 食育・料理教室等での地域消費 【健康保健課・生涯学習課】
市民を対象とした食育教室や生涯学習講座での調理実習で地域食材の活用に努めます。
- 環境保全活動としての地産地消 【市民課】
食品の輸送にかかる二酸化炭素の削減を目指し、エコライフデー等で市民へ地域食材の活用を啓発します。

(4) 目標

長野県食育推進計画（第2次）に小中学校の給食における県内産農産物使用率が目標に掲げられています。東御市は長野県教育委員会が毎年実施する調査で、平成24年度結果は54.4%とすでにこの目標値（45%）を達成していますが、これからも地域食材を使用した給食提供に努めます。

2 食文化の伝承

(1) ねらい

食文化とは、地域独特の自然風土、行事、食材、習慣、歴史文化等を背景として、地域の人々の暮らしの中で生まれたものです。地域の伝統として受け継がれてきた調理・加工方法を伝えていくことは、地域の歴史や風習を知り、食の大切さの理解につながります。

また、これから根付く料理や食べ方なども新しい食文化となります。

(2) 個人の取り組み

伝統行事等で作られる料理や地域に伝わる料理を学び、次世代に伝えます。また、新しい食材や料理にも挑戦します。

(3) 行政の取り組み

- 味のセミナー¹等での伝承 【農林課】

女性農業団体を中心に、特産物を活用した「地域の食」を暮らしの中に取り入れ、地域住民の食生活を豊かにするために毎年「味のセミナー」を開きます。また、その女性農業団体や食育ボランティア団体等の活動を通して郷土料理レシピの普及に

¹ 味のセミナー・・・女性農業者団体を中心に、地元農産物を活かし食生活を豊かにすることを目的に行われる研究・交流事業

努めます。

- 生涯学習講座等での伝承 【生涯学習課】
市民を対象とした生涯学習講座等での調理実習で郷土料理レシピの普及に努めます。
- 給食における伝承 【子育て支援課 教育課】
学校や保育園等の食育と連携し、子どもたちに食文化を伝えるため、郷土料理を給食に取り入れます。
- その他の広報活動 【健康保健課・農林課・商工観光課・長野県等】
市報・FMとうみ・ケーブルテレビ・リーフレット・講演会・イベント等を活用し、市民へ食文化の伝承を啓発します。

3 農業体験の推進

(1) ねらい

食の大切さと農業への感謝の気持ちを育むために、農産物の育成から収穫までの一連の農作業を体験することが大切です。

また、地産地消運動と連携することによる郷土料理や伝統文化の継承や、労働体験による職業観の育成が期待されます。

(2) 個人の取り組み

地域の食への理解を深めるために、農業や農産物にかかわる体験や学習会に参加します。また、体験を通して農産物の旬や種類を知り、農業への理解を深めます。

(3) 行政の取り組み

【農林課】

- 体験農園の整備
市民の余暇利用、高齢者の生きがいつくり、子どもの体験学習の場を提供すると共に、遊休農地の有効活用による地域の活性化を図るため、体験農園の整備を促進します。
- 学校農園等への協力
農作物を育てる一連の作業を体験することで自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解が深まります。市内保育園や小中学校では子どもたちの成長に合わせた農作業を計画的に実施します。農地や人材に関する支援を行います。

(4) 目標

体験農園整備目標

現状（平成 24 年度）		目標（平成 30 年度）	
11 箇所	79 区画	12 箇所	90 区画

4 食の安全、環境への配慮

(1) ねらい

食の安全が損なわれることは、健康に重大な影響や被害を及ぼすことにつながります。食の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるため、食品の生産・加工・流通に携る事業者と消費生活行政との連携を図り、食品の安全・安心・質の向上を図ります。

また、地域循環型社会¹の実現に寄与するため、食育においても環境保全活動と関連付けて、エコライフ²に取り組みます。

(2) 個人の取り組み

食の安全性や表示についての理解を深め、適切な判断による食品選択に努めます。また、地域の環境を守るため「もったいない」の心で、エコライフに取り組みます。

- 例) ・レジ袋や割り箸の消費を減らし、自分の買い物袋・箸を持参します。
- ・買い過ぎ・作り過ぎをなくすなど、食品廃棄物の削減に努めます。
- ・発生した生ゴミは生ゴミ処理装置等を利用します。

(3) 行政の取り組み

○法令遵守（コンプライアンス） 【農林課】

生産者をはじめとする食品事業者自身が法令遵守を徹底するよう、農業生産者団体や加工団体等と連携し啓発活動を強化し、消費者と生産者の信頼関係を深めます。

○食品表示等の表示の推進 【保健福祉事務所・健康保健課】

消費者の食の選択を保障するため、食品関係事業者に対し食品表示等に関する情報等を提供し、表示を推進します。

○環境への配慮

- ・「マイバッグ、マイ箸持参運動」の推進 【市民課】
環境保護の一環として、レジ袋や割り箸の消費を減らし、自分の買い物袋・箸を携帯し、利用することを市民に啓発します。

¹ 地域循環型社会・・・地域で資源を循環・再利用するシステムで、限りある資源で継続した社会を作ること

² エコライフ・・・地球に負担の少ない生活スタイル

- ・ 食品廃棄物などのごみ発生抑制 【市民課】
 生ゴミの堆肥化、生ゴミ処理機設置推進、ごみ減量アドバイザー養成、エコライフデーの啓発を行います。
- ・ 「食べ残しを減らそう」協力店の募集推進 【市民課・長野県】
 長野県環境部廃棄物対策課資源化推進係で実施している「食べ残しを減らそう」協力店の募集に協力し、事業者の生ゴミ発生抑制を推進します。
- ・ 環境に配慮した農業の推進 【農林課】
 安全な食料を安定的に確保し、健康でゆとりある生活を送るため、環境と調和のとれた持続的な農業を推進します。
 - ① 家畜の排せつ物を利用した堆肥利用の推進
 - ② 化学肥料・農薬使用節減の推進
 - ③ エコファーマー¹認定取得の推進
 - ④ 農業用廃プラスチックの適正処理、リサイクル推進

○情報提供 【市民課・健康保健課】

食品の安全性や食品表示に関する情報を収集し、市報、FMとうみ、ケーブルテレビ、パンフレットなどを利用し、市民に対する情報提供活動を推進します。

(4) 目標

食品表示等目標

事 項	現状(平成25年度)	目標(平成30年度)
栄養成分表示をしている市内店舗割合	5.6 %	10%

エコファーマー目標

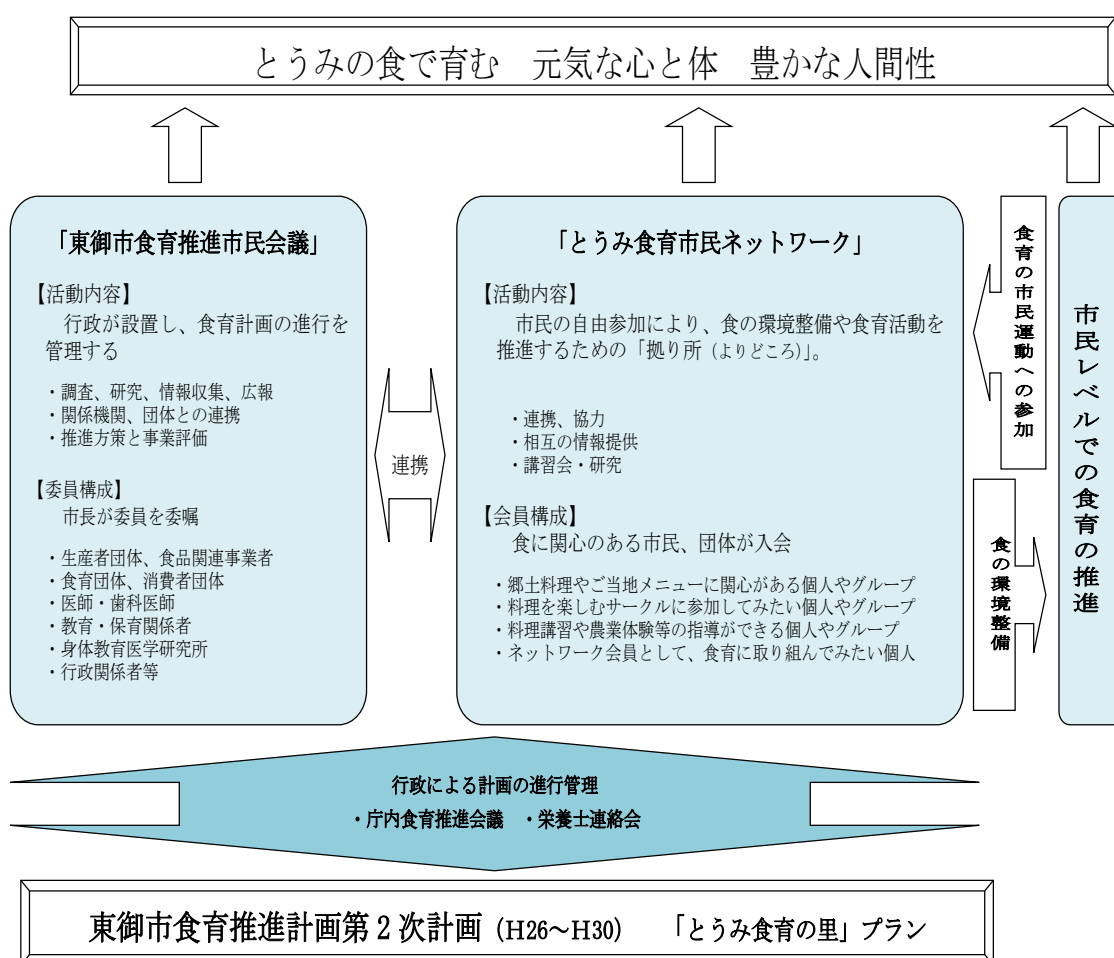
事 項	現状(平成24年度)	目標(平成30年度)
エコファーマーの認定を取得した農家数	249 名	現状より増加

¹ エコファーマー・・・法律に基づき、持続性の高い農業生産方式（土作りに関する技術、化学肥料・化学農薬の低減技術）を一体的に実践する計画を知事に認定された農業者

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

食をとりまく環境は、幅広い分野に関わっています。食育の取り組みや地産地消など食環境の整備を推進するにあたって市民、食に関する事業者、教育や保育、行政その他の機関が一体となってネットワークを構築し、市民運動として計画の推進に取り組むことが必要です。



(1) 食育推進市民会議

○内容

本計画に基づき、市民が望ましい食習慣を形成できるよう、食環境の整備を含めた総合的な食育の推進を図るため「東御市食育推進市民会議」により、次の事項に取り組めます。

- ・ 食育の推進に必要な調査・研究、情報の収集及び市民への周知
- ・ 関係機関、関係団体等との連携
- ・ 食育の推進方策の検討と事業評価

○組織等

この会議は、学識経験者、食育団体、農業生産者、食品関連事業者、医師・歯科医師、教育・保育関係者、身体教育医学研究所及び行政関係者等で構成することとします。

事務局は、健康保健課において担当します。

(2) とうみ食育市民ネットワーク

○内容

本計画に基づき食育推進に取り組む又は関心のある、団体や個人を会員とする「とうみ食育市民ネットワーク」により計画の推進を支援します。とうみ食育市民ネットワークは、食育の輪をさらに広げ、食育に関する取り組みをより効果的・効率的に実施するとともに、食育を市民運動として推進する気運を高めるため、次の事項に取り組めます。

- ・ 会員の連携、協力体制の確立
- ・ 食育に関する調査・研究及び情報の提供
- ・ 会員を対象とした講習会、事例発表会の開催
- ・ 食育推進市民会議との連携
- ・ 食育に取り組んでいる団体、個人の活動の把握

○組織等

食に関心がありこれから食育に取り組もうとしている団体や個人が入会することができます。事務局は、健康保健課において担当します。

(3) 市内食育推進会議

本計画を推進する担当課からなる「市内食育推進会議」を設置し、食育担当の情報交換を行うとともに、施策の検討、進行管理を行います。

(4) 栄養士連絡会

市内の学校栄養教諭、学校栄養職員及び市内の管理栄養士等からなる「栄養士連絡会」で、情報交換を行うとともに、給食や食育に関して共通の認識を持ち食育を進めます。

2 市民及び関係者の役割

(1) 「市民」

家庭、地域、職場、食育関係団体等を構成する市民は、社会の一員として食育に関する知識を習得するとともに、その知識を家族や地域に広めることとします。

○家庭

子どもたちに望ましい食生活を指導する「食育の中心的役割を担うのは家庭」であることを認識し、共食を通じた望ましい食習慣の実践や食育の市民運動に取り組み、各種の普及啓発事業に参加します。

○地域

P T A、育成会、農業生産者、食育関係団体、保健補導員等は、様々な機会を利用して食育を普及啓発し、食育の里づくりに参加します。

○事業所

事業主健康診査および特定健診により、生活習慣病予備群又はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）と判定された者に対し、栄養管理を基本とした保健指導を実施し、従業員の生活習慣の改善による健康管理を行います。

○食育関係団体

東御市食生活改善推進員、食育ボランティア及びその他の食育に関係する団体は、地域での食育に取り組むとともに、構成員の拡大に努め食育の市民運動を盛り上げます。

(2) 「事業者」

農業生産者、食品加工業者、食品販売店等の食に関係する事業者は、安心・安全な食料を供給し、それぞれの機関や団体が行う食育を推進する活動に協力することとします。

○農業生産者

安全な食料を供給することの重要性を認識し、地産地消を推進するとともに、食農体験の機会を提供します。

○食品関連事業者（飲食業・旅館業・食品製造業・食品販売業）

安全性の確保、食品の適正表示や栄養成分表示などの情報提供に努め、農業生産者及び消費者と連携した地産地消を推進するとともに、ご当地料理の開発・商品化等による地域の活性化に取り組みます。

(3) 「保育園・学校等」

子どもに食育を指導する幼稚園、保育園、小・中学校、および食を通じた健

健康増進を研究する機関等は、子どもをはじめとする市民への食に関する知識や体験を教示することとします。

○幼稚園・保育園・学校

幼稚園、保育所や学校においては、子どもたちの食生活をめぐる問題を改善するとともに、保育園の「食育の計画」及び学校における「食の指導に関する全体計画」に基づいた食育を推進し、家庭と連携して子どもの食育を普及、指導します。

○身体教育医学研究所¹・浅間山麓スポーツ医学研究所²

子どもの運動遊びや成人への運動・栄養指導を通して、「よく動き、おいしく食べ、ぐっすり眠る」という良い生活リズムをつくることを市内に普及・啓発します。

(4)「行政」

健康保健課、子育て支援課、農林課、教育委員会等の食育に係る課は、関係機関・団体等と連携を図りながら食育を推進します。

○市民課

食の安全・安心に関する啓発に努めます。また、地域循環型社会の実現に寄与するため、食を通じたエコライフに取り組みます。

○人権同和政策課

0～3歳の子どもの持つ母親が学習する中で、食育をテーマとした講座を開催します。

○子育て支援課

幼児期の「食を営む力」を育むため、各保育園の「食育の計画」にもとづいた食育の進捗を管理するとともに、子育て支援センターで学習会・啓発活動等を実施し、保護者への食育を推進します。

○健康保健課

全てのライフステージにおいて、望ましい食習慣を習得するための離乳食教室や料理教室等を開催し、食育の普及、啓発を図ります。また、生活習慣病を予防するための栄養指導を実施し、市民の健康づくりの中心的役割を担います。

食育推進計画の管理事務局として、計画全体の進捗管理を担当します。庁内食育推進会議、食育ネットワーク及び栄養士連絡会の事務局となります。

○農林課

東御市の農業生産者や農産物加工団体への支援を行い、安全安心な農産物の

¹ 身体教育医学研究所・・・東御市が設立した学校や家庭、社会に存在する「からだ」に関わる様々な事象について幅広く総合的・実践的な立場で研究を行っている公益財団法人

² 浅間山麓スポーツ医学研究所・・・小諸厚生総合病院が特色ある病院づくり・地域づくりを図るため地域住民の健康増進からアスリート育成までを医学的見地からサポートするために設立した一般財団法人

供給を推進します。

○**商工観光課**

関係課及び商工会等と連携をとり、地域農産物や加工品等の消費の拡大を図ります。

○**教育課**

学齢期の“生きる力”を培うため、各小・中学校における「食の指導に関する全体計画」にもとづいた食育を支援します。

○**生涯学習課**

各種教室の開催にあたっては、食に関係するカリキュラムを取り入れ食育の普及、啓発に努めます。また、自主学習団体、地域活動団体の活動支援にあたっては、食育関係講座の開催を促します。

<資 料>

- 1 東御市食育推進市民会議委員名簿
- 2 東御市食育推進市民会議設置要綱
- 3 東御市食育推進計画（第2次）策定経過

資料1 東御市食育推進市民会議委員名簿

東御市食育推進市民会議委員名簿

(任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日)

(敬称略)

	職 名	委 員 名
会長	とうみ食育市民ネットワーク会長	井出 容子
副会長	東御市食生活改善推進協議会	臼田 朝子
委員	信州うえだ農協東部地区統括支所長	中山 孝
〃	(農)北御牧村味の研究会長	小林 敬子
〃	雷電くるみの里農産物直売組合長	土屋 俊一
〃	食品衛生協会東御支部長	小林 泉
〃	医人会(医師)	佐々木亮三
〃	医人会(歯科医師)	平山 富雄
〃	商工会女性部長	成山 喜枝
〃	保育園保護者会連合会長(西部保育園)	高橋 薫
〃	PTA連合会長(祢津小学校)	柳沢 秀昭
〃	学識経験者	金井 志げ子
〃	栄養教諭(田中小学校)	正村 千香
〃	保育園長(和保育園)	北沢 美良

資料2 東御市食育推進市民会議設置要綱

平成21年5月1日 告示第55号

(設置)

第1条 市民の望ましい食習慣の形成、食環境の整備その他の食育の総合的な推進（以下「食育の推進」という。）を図るため、東御市食育推進計画に基づき、東御市食育推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、食育の推進に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 必要な調査及び研究に関する事項
- (2) 情報の収集及び市民への周知に関する事項
- (3) 関係する機関又は団体との連携に関する事項
- (4) 施策の検討と事業評価に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者等
- (2) 保育及び教育関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市民会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

資料3 東御市食育推進計画（第2次）策定経過

1 審議経過

○平成25年8月30日（金）第1回東御市食育推進市民会議

時間：午後1時から午後2時30分

場所：保健センター会議室

内容

- ・委員の委嘱及び会長、副会長の選出（井出容子会長、臼田朝子副会長）
- ・東御市食育推進計画（第2次）策定に関する諮問
- ・東御市食育推進計画（第1次）計画の実施状況
- ・国の重点課題における東御市食育推進計画（2次）の中での取り組み

○平成25年10月31日（木）第2回東御市食育推進市民会議

時間：午後1時から午後2時40分

場所：田中コミュニティセンター会議室

内容：・素案審議

- ・素案の審議計画にある加工規格の統一について

○平成25年11月28日（木）会長、副会長と訂正後の素案最終確認

○平成25年12月10日（火）～平成26年1月9日（木）パブリックコメント
実施（31日間） 結果：意見1件

○平成26年1月10日（金）パブリックコメントへの回答について会長打合せ
パブリックコメント集計表

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	食品添加物は体に害のあるものが多く、アレルギーや悪性新生物の発症に関連する事が予想されます。食品添加物（残留農薬や抗生物質等含む）について、なるべく摂取しないように、より深い探求と公報の場があることを望みます。	食の安全につきましては、今後も市報・FMとうみ・ホームページ等を利用し、市民に対する情報提供活動を推進してまいります。 また、地産地消を推進することで、高度に加工された食品の摂取が減ると同時に食品添加物の摂取量も減ると考えております。	A

- 平成 26 年 2 月 6 日(木) 第 3 回食育推進市民会議
 - 時間：午後 1 時から午後 1 時 25 分
 - 場所：保健センター会議室
 - 内容：東御市食育推進計画（第 2 次）案の最終確認

2 事務局連絡会議の状況

- 平成 25 年 10 月 1 日(火) 栄養士連絡会開催 (計画素案について意見交換)
- 平成 25 年 10 月 11 日(金) 第 1 回庁内食育推進会議 (素案の確認と訂正)

東御市食育推進計画（第2次）

平成26年3月

平成31年3月一部改定

編集発行 東御市健康福祉部健康保健課

〒389-0502

長野県東御市鞍掛197

TEL：0268-64-8883

FAX：0268-64-8880

E-mail：kenko-hoken@city.tomi.nagano.jp

東御市ホームページ

<http://www.city.tomi.nagano.jp>